

社会福祉法人四季の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 四季の会（以下「本法人」という。）定款8条及び定款22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務実態に応じて、次の通り報酬等を支給することができる。

- (1) 評議員については、法人業務を行う場合に別表のとおり、報酬を支給する。
交通費については、実費をその都度支払う。
- (2) 理事については、法人業務を行う場合に別表のとおり、報酬を支給する。
交通費については、実費をその都度支払う。
- (3) 監事については、法人業務を行う場合に別表のとおり、報酬を支給する。
専門的資格を有し監事監査指導を行う監事については、別表のとおり指導報酬を年額として支払う。
交通費については、実費をその都度支払う。
- (4) 理事長については、法人業務及び法人が実施する児童福祉サービスの事業の運営のために業務にあたった場合に別表のとおり、報酬を支給することができる。
第2条第2項については理事長は含まない。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張した時は、旅費交通費(実費)を支給する。
- (3) 理事の報酬総額については、各年度の総額が80万円を超えない範囲とする。
- (4) 監事の報酬総額については、各年度の総額が30万円を超えない範囲とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金支給する。理事長に対する報酬は、年度最終の理事会にて月額に在任月数を乗じた額を現金支給する。理事長が年度途中で退任する場合は、退任月の理事会にて、月額に在任月数を乗じた額を現金支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して現金支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

第1条 この規程は、2012年10月 1日から施行する。

第2条 この規程は、2013年11月 1日から一部変更施行する。

第3条 この規程は、2016年 4月 1日から一部変更施行する。

第4条 この規程は、2017年 4月 1日から一部変更施行する。

第5条 この規程は、2019年 4月 1日から一部変更施行する。

第6条 この規程は、2024年 6月 8日から一部変更施行する。

別表

(1) 評議員

項 目	報酬の額
法人業務のための出勤	日額 5,000円(源泉所得税を除く)

(2) 理事

項 目	報酬の額
法人業務のための出勤	日額 5,000円(源泉所得税を除く)

(3) 監事

項 目	報酬の額
法人業務のための出勤	日額 5,000円(源泉所得税を除く)
監事監査指導報酬等	年額 20,000円(源泉所得税を除く)

(4) 理事長

項 目	報酬の額
理事長業務	月額 20,000円(源泉所得税を除く)